

子ども家庭支援センター

港区立子ども家庭支援センターの管理運営について

令和3年4月に開設する(仮称)港区子ども家庭総合支援センターへの移転後の港区立子ども家庭支援センターの管理運営について、移転後に拡充を図る事業及び施設の開館時間等について決めました。

1 背景

港区立子ども家庭支援センターは、平成28年の児童福祉法等の改正により、児童虐待の発生予防のための区市町村の役割が強化され、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に位置付けられるとともに、みなと保健所と共に「子育て世代包括支援センター」(母子保健法)としての役割を担い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。

令和3年4月に南青山五丁目に整備する(仮称)港区子ども家庭総合支援センターの児童相談所、母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」に併設する「子ども家庭支援センター」では、子ども家庭課が実施する配偶者暴力相談支援センターの機能を含む家庭相談センター機能を持ち、子どもと家庭の状況に応じた支援機能と児童相談所の専門機能とを一体化させ、総合的に支援していきます。

すでに、母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」は、社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団を指定管理者に決定し、現在、開設に向けた準備を進めています。

2 移転後の子ども家庭支援センターの管理運営

(1) 移転後に充実を図る事業

子ども家庭支援センターが、子どもと家庭の様々な問題の総合的な窓口であることを区民に示すとともに、移転後において、児童相談所の専門性も積極的に活用するなど、複合施設の強みを十分に活かした効果的な支援を行うため事業等の充実を図ります。

ア 子育て支援拠点としての事業の充実

移転後の子ども家庭支援センターでは、親子が地域とのふれあいの中で安心して子育てができるよう新たに「(仮称)親子・地域ふれあいひろば事業」を実施します。

「(仮称)親子・地域ふれあいひろば事業」は、多目的室等を活用し、子育てに関する地域活動の支援を充実します。日常的に地域住民等が利用しやすいよう多目的室

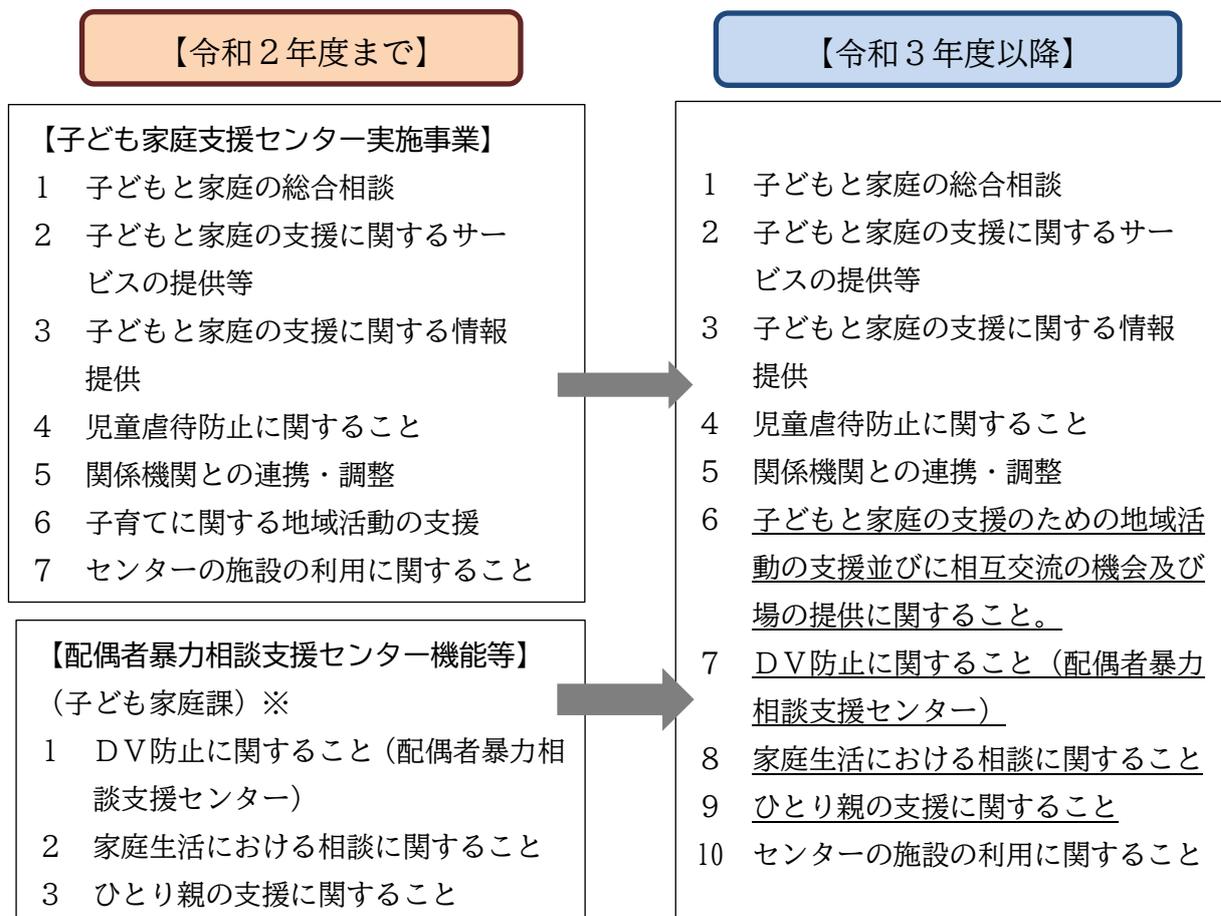
の一部にカフェを設置し、世代を超えた地域住民等との相互交流や機会の場を提供することで、子育て当事者と、子育て支援に関わる多くの人々が集う「区の子育て支援の拠点」を目指します。また、親子が安心して利用することができるよう親子の様子を見守る子育て支援員等の専属のスタッフが常駐します。

子ども家庭支援センターは、「港区立子ども家庭支援センター条例」に基づき、公の施設として引き続き区が直接運営しますが、「(仮称)親子・地域ふれあいひろば事業」等一部の事業については、専門の知見、ノウハウを有する事業者への業務委託により実施します。

イ 子育てと家庭全般の相談に対応する窓口機能の充実

現在、本庁舎7階子ども家庭課に設置している「配偶者暴力相談支援センター機能を有する家庭相談センター」を子ども家庭支援センターと統合します。これまで実施してきた子どもと家庭の総合相談に加え、DV被害者、ひとり親、離婚など様々な事情を抱える家庭の相談も併せて実施することで、子どもと家庭を一体的かつ総合的に支援していきます。

【子ども家庭支援センターが実施する事業】



※「配偶者暴力相談支援センター機能を有する家庭相談センター」は、業務の一部を業務委託としていますが、近年の相談内容の複雑化・多様化等の課題を解決するため、令和2年度から、区職員（会計年度任用職員）による執行体制に改め、相談体制を強化しています。

【参考】令和2年度までの子どもと家庭の相談機能

相談機能と実施内容	根拠法令	実施場所
子ども及び子育ての支援機能（市区町村子ども家庭総合支援拠点） 実施内容 子どもと家庭の実情の把握、相談、関係機関との支援調整、子育てに関する地域活動の支援等 （子育てコーディネーター事業の実施）	「児童福祉法」 「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」	子ども家庭支援センター
配偶者暴力相談支援センター及び女性相談センター機能 実施内容 DV被害者相談及び保護、自立支援	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 「売春防止法」	子ども家庭課
家庭相談機能 実施内容 離婚や相続などの相談対応	「港区家庭相談実施要綱」「港区家庭相談センター事業実施要綱」	子ども家庭課
ひとり親家庭の支援機能 実施内容 ホームヘルプサービス、就労支援、給付金支給等の支援	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「港区家庭相談センター事業実施要綱」	子ども家庭課

(2) 施設の休館日及び開館時間

現在の利用状況と各子育てひろばの状況を踏まえ休館日及び開館時間を設定します。

ア 休館日

日曜日及び祝日も利用できる「(仮称)親子・地域ふれあいひろば事業」を実施するため、施設の休館日を年末年始(12月31日及び1月1～3日)とします。また、施設の設備点検等に伴い休館が必要な場合は利用者に周知したうえで臨時休館日として対応します。

「(仮称)親子・地域ふれあいひろば事業」の実施に伴い、現在、休館日である日曜日及び12月29、30日に実施している施設開放事業（港区立子ども家庭支援センター週末施設開放事業）は、廃止します。

イ 開館時間

現在、月・水・金・土曜日は午前9時から午後5時まで、火・木曜日は午前9時から午後7時まで開館していますが、午後5時から6時までの利用希望及び利用実態がある一方で、午後6時から午後7時までの利用者は少ない状況です。

開館時間は、施設の利用実態に合わせ、相談対応においては、より利用者にとってわかりやすく、多様な相談や緊急時の対応など、併設する児童相談所や母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」とともに複合施設の強みを生かして迅速な支援が行えるよう、児童相談所と同様に、月曜日から日曜日まで、午前8時30分から午後6時までとします。

(3) 施設の利用対象者

新たに加わる家庭相談センターの機能として実施する事業と、多目的室等を活用した地域活動の支援及び交流の機会の場の提供に関する事業について対象者をそれぞれ定め、条例に規定します。

(4) 施設の使用料

施設の使用料はこれまでと同様、無料とします。

なお、多目的室では、お茶や軽食を取りながら相互交流を図る場とするため、実費負担による飲食物の提供を行います。

3 今後のスケジュール(予定)

令和2年 6月

令和2年港区議会第2回定例会

(港区立子ども家庭支援センター条例の一部改正)

令和3年 4月1日

(仮称)港区子ども家庭総合支援センターに移転、運営開始

子ども家庭支援センターの管理運営

項目		現行	移転後
事業の 充実	親子ふれあい 広場	・基本的には、利用者の自由な時間としている。	・子育て支援員等の専属スタッフが常駐し、親子が安心して利用できるよう見守るとともに相談に対応する。【業務委託】
	地域活動支援	・地域活動室を区内の登録団体に貸し出している。 例：親子交流のイベント等(ヨガ、音楽リズム)を開催している。	・専属スタッフがイベント等の計画・実施。 ・多目的室の一部にカフェを設置し、地域住民等が利用でき、親子や子育て支援活動グループなどとの相互交流ができる。 ・地域活動の紹介や活動への支援をする。【業務委託】
	家庭相談 センター (「配偶者暴力 相談支援セ ンター」)	区役所7階、子ども家庭課で実施	子ども家庭支援センターに統合する。子どもと家庭の様々な事情を抱える家庭相談を実施し、子どもと家庭を一体的かつ総合的に支援する。
休館日		・日・祝日・年未年始 ※日曜日については、親子で遊べる場所の提供として施設開放を実施。午前9時から午後5時まで、親子ふれあい広場を開放 (港区立子ども家庭支援センター週末開放事業実施要綱)	・年未年始(12月31日及び1月1日～3日) ・施設点検等に伴い休館が必要な場合は臨時休館日を設ける。 ※港区立子ども家庭支援センター週末開放事業は、廃止
開館時間		・月・水・金・土：午前9時～午後5時 ・火・木：午前9時～午後7時	・月曜日～日曜日 午前8時30分～午後6時 ※職員が行う相談業務は、月曜日～土曜日
対象者		・子ども、保護者	・子ども、保護者、DV被害者、ひとり親、離婚など様々な事情を抱える者、在住・在勤者